

# — 学 則 —

## 第一章 教育目標

第1条 本校の目指す教育目標は次の通りである。

1. 人権尊重の精神をふまえ、誠実で協調性に富む人を育てる。
2. 個性を伸ばし、独創性の豊かな人を育てる。
3. 勤労をたっとし、努力を惜しまない人を育てる。
4. 進歩する工業技術・情報技術に対応できる人を育てる。

## 第二章 就業年限・学科・生徒定数

第2条 本校に全日制課程（工業科）を置き修業年限は3年とする。

第3条 本校の設置学科ならびに生徒定数は次の通りである。

設置学科名	生徒定数
総合情報科	525人

## 第三章 学年・学期・休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第6条 休業日は次の通りとする。

1. 国民の祝日

2. 土曜日・日曜日
3. 夏期休業 7月21日から8月31日まで
4. 冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで
5. 春期休業 3月26日から4月5日まで
6. 開校記念日 10月2日
7. そのほか東京都教育委員会が定めた日

#### 第四章 教育課程

第7条 本校の教育課程は次の通りである。（教育課程表後出）

#### 第五章 単位の修得・修了・卒業

第8条 各教科目の単位の認定は、出席時数ならびに学習成績に基づいて各学期末に行う。

第9条 本校所定の各学年の単位の修得したものにはその成績を判定して修了を認定する。

第10条 本校所定の教育課程を履修し、全履修科目の単位の修得したものには卒業を認定し、卒業証書を授与する。

#### 第六章 休学・転学・退学・登校停止

第11条 生徒が病気のため3ヵ月以上の休養を必要とするとき、学校長は2年の範囲内において休学を許可する。

第12条 生徒は休学しようとするときは医師の診断書を添え保護者と連署のうえ学校長あてに願い出るものとする。

第13条 休学の事由が終了し復学を希望するときは治癒を証する医師の診断書を添え学校長あてに願い

出るものとする。

第14条 本校の生徒が他の学校に転学を希望するときは所定の様式によって保護者連署のうえ、学校長に願ひ出るものとする。

第15条 生徒が退学を希望するときは、生徒は保護者と連署のうえ、その理由を明記し学校長あてに願ひ出るものとする。

第16条 学校長は伝染病その他の理由によって必要と認めたときは、期間を定めて生徒の登校を停止することがある。

## 第七章 罰則

第17条 学校長は学業あるいは行為の特にすぐれた生徒に対しては表彰することがある。

第18条 学校長は教育上必要と認めたときは、生徒に対して懲戒を行う。

## 第八章 授業料及び諸費

第19条 授業料は東京都教育委員会の指定する時期までに納入しなければならない。（学校徴収金は学校長の指定する時期までに納入しなければならない）

第20条 家庭の事情によって授業料の納付が困難な場合、所定の事務手続きをふまえ校長が認めるときは、特定の期間授業料を免除することがある。

第21条 休学中の生徒に対しては、その期間授業料を徴収しない。

第22条 授業料を期間内に納入しない生徒に対しては、出席を停止するかもしくは退学を命ずることがあ

る。

第23条 実習その他本校の教育上必要な諸費用は、その全部あるいは一部を生徒に負担させることがある。

## 第九章 奨学生

第24条 日本学生支援機構、東京都育英資金その他育英機関の奨学資金の貸し付けを希望するものは、学校から指示のある時期に申し出ることが出来る。

## 第十章 特別活動等

第25条 ホームルーム・学校行事・生徒会・部・同好会の諸活動は学校の教育方針に従い教育の全体計画の一環として行う。

第26条 ホームルーム活動は、ホームルーム担任指導のもとにホームルーム年間計画に基づいて行う。

第27条 生徒会・学校行事・部活動のすべての活動は、学校長の認める範囲内において顧問指導のもとに行い、生徒総会の決議その他の重要な事項は学校長の承認を受けなければ効力を生じない。